

ダイナースクラブカード／TRUST CLUB カード会員規約

■改定内容一覧

2020 年 4 月 1 日改定

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
1	1	1	1	1. 本会員とは、三井住友トラストクラブ株式会社（以下「当社」という）のクレジットカード取引システムへの入会を申し込んだ個人のうち、年齢・年収等当社所定の基準（原則ダイナースクラブカードは 27 歳以上、TRUST CLUB カードは 22 歳以上）を満たし、かつ当社が入会を認めた方をいいます。	1. 本会員とは、三井住友トラストクラブ株式会社（以下「当社」という）のクレジットカード取引システムへの入会を申し込んだ個人のうち、年齢・年収等当社所定の基準（原則ダイナースクラブカードは 27 歳以上、TRUST CLUB カードは 22 歳以上）を満たし、かつ当社が入会を認めた方をいいます。 <u>なお、本会員は原則として日本国内に住居を有する者に限り、本会員が海外に転出した場合には、当社は会員資格の再審査をすることがあります。</u>
1	2	1	2	2. 家族会員とは、本会員が当社に対する代金の支払い、その他家族会員に関して発生するすべての債務を含めて一切の責任を引き受けることを承認した個人で、当社が入会を認めた方をいいます。	2. 家族会員とは、 <u>本会員がその者によるカードの利用を許諾し、かつ本会員が当社に対するカード利用</u> 代金の支払い、その他家族会員に関して発生するすべての債務を含めて一切の責任を引き受けることを承認した個人で、当社が入会を認めた方をいいます。
1	3	1	3	3. 本会員および家族会員を総称して <u>会員</u> といます。	3. 本会員および家族会員を総称して「 <u>会員</u> 」といます。 <u>なお、当社が会員に対し発行するダイナースクラブカードおよび TRUST CLUB カードと当該カードにかかるカード情報(カード表面の会員名、カード番号、カードの有効期限ならびに暗証番号および裏面のセキュリティコードをいう)を併せて「カード」といいます。</u>
2	－	2	－	第 2 条 <u>(会員規約の承諾)</u>	第 2 条 <u>(契約の成立時期等)</u>
2	1	2	1	1. <u>会員は、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）を申し込むに際し、本規約等の一部を構成する『個人情報取り扱いに関する同意条項および重要事項』その他当社が必要と認める内容については、当社からその提示を受けあらかじめ承諾するものとします。</u>	1. <u>クレジットカード会員契約は、当社が会員からクレジットカード取引の申し込みを受け、審査のうえ、その申し込みを承認したときに成立します。</u>
2	2	2	2	2. <u>会員は、入会後当社から本規約等および関連する会員特約（以下総称して「本規約等」という）の交付を受けたときは、速やかに本規約等の内容を確認のうえ、承諾するものとします。なお、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員が本規約等を承諾したものとみなします。</u> <u>(1) カードに署名したとき。</u> <u>(2) カードを使用したとき。</u>	2. <u>本規約は、前項のクレジットカード会員契約の内容をなすものとします。本規約および本規約に関連する規定・特約を併せて「本規約等」といいます。</u>

				<u>(3) 第4条に定める年会費を支払ったとき。</u> <u>(4) 当社が、カードおよび本規約等を交付した日の翌月末日までに、当社に対して第17条に定める退会の申し出を会員が行わなかったとき。</u>	
3	3	3	3	3. 会員は善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。 (1) カードが盗難またはカード情報が盗み見される危険性のある場所にカードを放置すること。 (2) 飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用すること。 (3) 覚えのない相手からの電子メールへの返信や、アクセスしたことのないサイトにカード情報を能動的に入力すること。 <u>(4) カードの管理を理由の如何を問わず家族を含む第三者へ委ねること。</u>	3. 会員は、<u>他人にカードが利用されることがないよう</u>善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。 (1) カードが盗取されるまたは第三者に不正に利用されるおそれのある場所にカードを放置すること。 (2) 飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用されること。 (3) 覚えのない相手からの電子メールへの返信や、アクセスしたことのないサイト等にカード情報を能動的に入力すること。 <u>(4) 理由のいかんを問わず、カードの管理を第三者（家族を含みます。以下同じ。）へ委ねること。</u>
3	4	3	4	4. カードの所有権は当社にあり、会員は、カードを他人に貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を家族を含む第三者に移転させることまたはカード表面に記載された会員名、カード番号、カードの有効期限、カード利用のために加盟店が発行するID/ パスワード等の情報（以下「カード情報」という）を家族を含む第三者に使用させるまたは教えることは一切できないものとします。	4. カードの所有権は当社にあり、会員は、カードを第三者に譲渡または質入れする等当社の所有権を侵害する行為をしてはなりません。また、カードの貸与その他その占有を第三者に移転させること、カードを第三者に使用させることまたは教えることは一切できないものとします。
3	4	3	5	<u>万一</u>、本条または本規約等に違反し、カードまたはカード情報が家族を含む第三者によって利用された場合、会員は、<u>そのために生じたカード利用代金その他一切の損害について責任を負うもの</u>とします。	<u>5. 会員が</u>本条または本規約等に違反し、カードが第三者によって利用された場合、<u>本会員は、本規約等に定めるところに従い、これにより生じたカード利用代金その他一切の損害について責任を負うもの</u>とします。
3	5	3	6	<u>5.</u> カードの有効期限は、当社が定めカードに記載します。当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。	<u>6.</u> カードの有効期限は、当社が定めカードに記載します。当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
3	6	3	7	<u>6.</u> カードが第三者によって不正利用をされているまたはそのおそれがあり、不正利用を回避するため当社が必要と認めた場合、会員に事前の通知なく直ちに当社はカード利用の停止、またはカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものとし、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。	<u>7.</u> カードが第三者によって不正利用をされているまたはそのおそれがあり、不正利用を回避するため当社が必要と認めた場合、会員に事前の通知なく直ちに当社はカード利用の停止、またはカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものとし、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。

4	—	4	—	会員は、当社に対し、当社がご利用代金明細書で通知した期日に、所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済の年会費は、退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。	本会員は、当社に対し、当社がご利用代金明細書で通知した期日に、<u>第8条第2項に定める</u>と同様の支払方法にて、所定の年会費を支払うものとします。なお、<u>年会費の支払いは、本会員の当社に対するすべての債務の支払いに優先するものとします。</u>支払済の年会費は、退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。また、カード利用の停止（付帯サービスの提供の停止を含む）がなされた場合であっても、これを理由として年会費の支払いを拒むことはできないものとします。
5	2	5	2	2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。当社に責のある場合を除き、会員は、登録された暗証番号が会員本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。	2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。当社に責のある場合を除き、本会員は、登録された暗証番号が会員本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。
6	3	6	3	3. 会員は、当社またはサービス提携先が必要と認めた場合、その付帯サービス等の提供を停止、終了または内容を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。	3. 会員は、当社またはサービス提携先が必要と認めた場合、<u>会員に事前の通知なく、</u>その付帯サービス等の提供を停止、終了または内容を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。
7	2	7	2	2. 当社が適切と判断した場合、原則としてカード利用可能枠を超えない範囲で以下の内枠（以下これらを総称して「内枠」という）を設定します。	2. 当社が適切と判断した場合、原則としてカード利用可能枠を超えない範囲で次の内枠（以下これらを総称して「内枠」という）を設定します。
7	4	7	4	4. 当社は、カード単位でのカード利用可能枠および内枠を、カード送付書およびご利用代金明細書等、当社所定の方法により会員に通知するものとします。	4. 当社は、カード単位でのカード利用可能枠および内枠を、カード送付書およびご利用代金明細書等、当社所定の方法により本会員に通知するものとします。
7	7	7	7	7. 会員のカード利用にあたっては、カードの1回あたり利用金額が、当社が別に定める金額を超える場合またはその他の理由で、当社が次の各号に定める加盟店から照会を受けることがあります。	7. 会員のカード利用にあたっては、カードの1回あたり利用金額が、当社が別に定める金額を超える場合またはその他の理由で、当社が次の各号に定める加盟店（以下「加盟店」という）から照会を受けることがあります。
7	8	7	8	8. <u>前項において次の各号の一つにでも該当するとき、当社は、会員および当該加盟店に事前の通知なくそのカード利用を断ることができるものとします。</u> (1) 本条第1 項から第6 項に定めるカード利用可能枠を超えるとき。 (2) 当該会員のカード利用が本規約等および別に定める規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。	8. <u>カード利用可能枠またはその内枠が設定されたことにより、当社が会員に対し、信用を供与する義務を負うものではありません。また、当社は、次の各号のいずれかの事由がある場合には、会員および当該加盟店に事前の通知なくそのカード利用を断ることがあります。</u> (1) 本条第1 項から第6 項に定めるカード利用可能枠を超えるとき。 (2) 当該会員のカード利用が本規約等および別に定める規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。

				(3) 車両、不動産など、所有者の名義人が登記または登録される商品またはサービスについて、会員（コーポレートカードまたはビジネスカードの法人を含む）本人以外の第三者名義の商品またはサービスを購入するときであって、当社が適当でないと判断したとき。 (4) 会員のカード利用が転売目的での販売用商品の購入や仕入代金の支払い等の商行為にあたる等、当社が適当でないと判断したとき。 (5) 本条第7 項で定める加盟店での利用が不適当と当社が判断したとき。	(3) 車両、不動産など、所有者の名義人が登記または登録される商品またはサービスについて、会員（コーポレートカードまたはビジネスカードの法人を含む）本人以外の第三者名義で商品またはサービスを購入するときであって、当社が適当でないと判断したとき。 (4) 会員のカード利用が転売目的での販売用商品の購入にあたる等、当社が適当でないと判断したとき。 (5) 本条第7 項で定める加盟店での利用が不適当と当社が判断したとき。 <u>(6) 前各号のほか、当社がカード取引の健全性を確保するために必要と認めたとき。</u>
7	10	7	10	10. 会員は、本条第1 項の利用可能枠を超えるカード利用についても当然にその支払いの責を負うものとします。	10. 本会員は、本条第1 項の利用可能枠を超えるカード利用についても当然にその支払いの責を負うものとします。
8	1	8	1	1. カードの利用による商品の購入代金およびサービスの利用代金（以下「カードショッピング代金」という）、<u>第33条に定めるキャッシングサービスおよび第34条に定めるカードローン（以下総称して「金融サービス」という）の返済金等、会員が本規約等に基づき当社に対して負うカードショッピング代金の支払区分（第30条の支払区分をいう）および金融サービスごとに定められた該当する支払日に支払うべき金額（以下「約定請求債務」という）について、原則として毎月15日に締め切る（以下この日を「締切日」という）ものとします。</u>なお、ダイナースクラブカードによる日本国内でのショッピングまたは金融サービス（第33条に定義するCD／ATMのうち日本国内にあるものを使用した場合に限る）を利用した場合は、加盟店または金融機関（以下「加盟店等」という）からカード利用データが当社に到着し、かつ当社が加盟店等への支払いを確定したものを約定請求債務の算出に使用します。また、その他のカード利用データについても、当社に到着する時間帯によっては同様に当社翌営業日に処理され、翌月締切日の約定請求債務の算出に使用されます。	1. カードの利用による商品の購入代金およびサービスの利用代金（以下「カードショッピング代金」という）<u>または第34条に定めるキャッシングサービスもしくは第35条に定めるカードローン（以下総称して「金融サービス」という）の返済金等、本会員が本規約等に基づき当社に対して支払うべき会員については、原則として毎月15日に締め切り（以下この日を「締切日」という）、カードショッピング代金の支払区分（第30条の支払区分をいう）または金融サービスごとに定められた返済方式に応じて、支払日に支払うべき金額（以下「約定請求債務」という）を定めます。</u>なお、ダイナースクラブカードによる日本国内でのショッピングまたは金融サービス（第34条に定義するCD／ATMのうち日本国内にあるものを使用した場合に限る）を利用した場合は、加盟店または金融機関（以下「加盟店等」という）からカード利用データが当社に到着し、かつ当社が加盟店等への支払いを確定したものを約定請求債務の算出に使用します。また、その他のカード利用データについても、当社に到着する時間帯によっては同様に当社翌営業日に処理され、翌月締切日の約定請求債務の算出に使用されます。
8	2	8	2	2. 会員は、締切日の翌月10日（金融機関によっては8日。金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」という）に、当社の指定する金融機関で口座設定をし、その金融機関口座（以下「支払口座」という）から口座振替、収納代行または自動払込の方法（以下「口座振替等」という）により約定請求債務を支払うも	2. 本会員は、締切日の翌月10日（金融機関によっては8日。金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」という）に、当社の指定する金融機関で口座設定をし、その金融機関口座（以下「支払口座」という）から口座振替、収納代行または自動払込の方法（以下「口座振替等」という）により約定請求債務を支払うも

				のとします。ただし、当社が必要と認めた場合または事務上の都合により、当社の指定する預金口座への振込等で支払いいただく場合があります。また、あらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって代えることができます。なお、当社は、会員の締切日および支払日について、別の日を指定できるものとします。この場合、当社は、締切日および支払日を本条第5項に定めるご利用代金明細書またはその他当社所定の方法により、会員に通知するものとします。また、事務手続き上の都合により翌々月以降の支払日となることがあります。	のとします。ただし、当社が必要と認めた場合または事務上の都合により、当社の指定する預金口座への振込等で支払いいただく場合があります。また、あらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって代えることができます。なお、当社は、本会員の締切日および支払日について、別の日を指定できるものとします。この場合、当社は、締切日および支払日を本条第5項に定めるご利用代金明細書またはその他当社所定の方法により、本会員に通知するものとします。また、事務手続き上の都合により翌々月以降の支払日となることがあります。
8	4	8	4	4. 会員は、本条第2項の支払日に約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該債務を支払うものとします。なお、当社への支払いに要した費用は、当然に会員負担になります。	4. 本会員は、本条第2項の支払日に約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該債務を支払うものとします。なお、当社への支払いに要した費用は、当然に本会員負担になります。
8	5	8	5	5. 当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の約定請求債務を、ご利用代金明細書等当社所定の方法により、支払日までに会員の届出先に当社所定の方法により通知するものとします。また、当社は、当社都合により会員へのご利用代金明細書送付方法を変更することができるものとします。	5. 当社は、本条第1項に規定する本会員の毎月の約定請求債務を、ご利用代金明細書等当社所定の方法により、支払日までに本会員の届出先に当社所定の方法により通知するものとします。また、当社は、当社都合により本会員へのご利用代金明細書送付方法を変更することができるものとします。
8	6	8	6	6. 会員は、前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申立てをしなかった場合、ご利用代金明細書の内容について支払いを承諾したものとみなします。<u>この場合、ご利用代金明細書に記載されたいかなる代金についても支払い免除または返還の対象となりません。</u>	6. 本会員が前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申し立てをしなかった場合、ご利用代金明細書の内容に異議がないものと取り扱うことができるものとします。<u>この場合、本会員は、ご利用代金明細書に記載された代金につき、当社に対し、支払義務を免れる旨の主張または返還請求をすることができない場合があります。</u>
8	7	8	7	7. 会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6か月以内のものに限りです。また、この場合本会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。	7. 本会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6か月以内のものに限りです。また、この場合本会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。
9	1	9	1	1. 会員の支払った金額が本規約およびその他契約に基づき当社に負担する債務全額を完済するに足らない場合、当社は会員に事前の通知なく、当社所定の順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとし、会員は異議がないものとします。ただし、割賦販売法第30条の5の規定による場合を除きます。	1. 会員の支払った金額が本規約等およびその他契約に基づき当社に対して負担する債務全額を完済するに足らない場合、当社は会員に事前の通知なく、当社所定の順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとし、会員は異議がないものとします。ただし、割賦販売法第30条の5の規定による場合を除きます。

9	2	9	2	2. 会員の債務の弁済として支払われた金額が、当社の約定（本規約等の約定もしくは会員その他弁済者との個別合意またはこれらに基づく当社の指定を含む）により期限において支払うべきものとして定まる金額を超える場合には、本会員および弁済者への通知なく当然に、当該超過金額につき、支払期限の到来、未到来にかかわらず会員の当社に対し負担する債務（ただし当社が別途定めるものを除く）に当社所定の期日、順序方法により充当されることについて、本会員はあらかじめ承諾するものとします。また、これにより弁済者との間で生じる紛議は、すべて本会員において解決するものとします。	2. 会員の債務の弁済として支払われた金額が、当社の約定（本規約等の約定もしくは会員その他弁済者との個別合意またはこれらに基づく当社の指定を含む）により期限において支払うべきものとして定まる金額を超える場合には、本会員および弁済者への通知なく当然に、当該超過金額につき、支払期限の到来、未到来にかかわらず本会員の当社に対し負担する債務（ただし当社が別途定めるものを除く）に当社所定の期日、順序方法により充当されることについて、本会員はあらかじめ承諾するものとします。また、これにより弁済者との間で生じる紛議は、すべて本会員において解決するものとします。
11	—	11	—	当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用等は、会員資格取り消しおよび退会後といえどもすべて会員の負担とします。また、会員が自身の調査のために要した費用は、当然に会員負担になります。	当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用等は、会員資格取消および退会後といえどもすべて会員の負担とします。また、会員が自身の調査等のために要した費用は、当然に会員負担になります。
12	1	12	1	1. 当社は、会員の適格性および利用可能枠について入会後、定期・不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は、当社の求める資料の提出およびカード利用の停止またはカードの返却に応じなければなりません。	1. 当社は、会員の適格性および利用可能枠について、定期または随時に再審査を行うことがあります。この場合、会員は、当社の求める資料の提出に応じるものとします。
12	2	12	2	2. <u>会員が海外に転居する場合もしくは転居したことがわかった場合、当社は前項の再審査を行うことがあります。</u>	2. <u>当社は、会員が第1項の資料の提出の求めに応ずるまで、カード利用の停止その他必要な措置をとることができるものとします。</u>
13	1	13	1	1. 会員および入会申込者（以下「会員等」という）は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。	1. 会員および入会申込者（以下本条および第14条において「会員等」という）は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
15	1	15	1	1. 会員が支払いを遅滞する等本規約等に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、カード利用について不審であると当社が認めた場合、第12条の再審査の場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、会員に事前の通知なく直ちに次の措置をとることができるものとします。 (1) カード利用の停止。 (2) 付帯サービスの提供停止。 (3) カード貸与の停止（カードの返却の要求）。 (4) 加盟店等に対する当該カードの無効通知。 (5) 当社が必要と認めた法的措置。	1. 会員が支払いを遅滞する等本規約等に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、カード利用について不審であると当社が認めた場合、第12条の再審査の場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、会員に事前の通知なく直ちに次の措置をとることができるものとします。 (1) カード利用の停止。 (2) 付帯サービス等の提供停止。 (3) カード貸与の停止（カードの返却の要求）。 (4) 加盟店等に対する当該カードの無効通知。 (5) 当社が必要と認めた法的措置。

15	3	15	3	3. 会員が次の各号のいずれかに該当した、<u>もしくは該当するおそれがある場合</u>、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。 (1) 会員が入会時、または入会後に虚偽の申告をした場合。 (2) 法令または本規約等の各条項のいずれかに違反した場合。 (3) <u>約定請求債務の履行を怠った場合。</u> (4) <u>自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止した場合。</u> (5) <u>差押、仮差押、保全差押、仮処分の上立てまたは滞納処分を受けた場合。</u> (6) <u>破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の上立てを受けたとき、または自らこれらの上立てをした場合。</u> (7) <u>会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。</u> (8) <u>本人確認等に必要な書類の提出がなされない場合。</u> (9) <u>現金化を目的として商品・サービスの購入等にカード利用可能枠を利用した場合。</u> (10) <u>現行紙幣、貨幣の購入等にカード利用可能枠を利用した場合で、適当でないと当社が認めた場合。</u> (11) <u>インターネット等による海外ギャンブル、海外宝くじ取引、架空の取引、第三者によるカード利用、支払状況またはカードの管理が適当でないと当社が認めた場合。</u> (12) <u>当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</u> (13) 会員が当社と締結した他の規約等において、上記 (1) ～ (12) に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた、	3. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。 (1) 会員が入会時、または入会後に虚偽の申告をした場合。 (2) 法令または本規約等の各条項のいずれかに違反した場合で<u>その違反が重大な違反である場合。</u> (3) <u>第18条第1項各号に該当した場合。</u> (4) <u>会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。</u> (5) <u>本人確認等に必要な書類の提出がなされない場合。</u> (6) <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。</u> (7) <u>ショッピング利用に係る次の禁止行為を行った場合または行うおそれがある場合等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合。</u> ① <u>現金化を目的とした商品・サービスの購入や架空の取引等資金の調達のためにカード利用可能枠を利用すること</u> ② <u>現行紙幣、貨幣の購入、インターネット等による海外ギャンブル、海外宝くじ取引等に、カード利用可能枠を利用すること</u> (8) <u>第三者によるカード利用やカード利用代金の支払状況またはカードの管理状況に照らして当社が不正、不適切または不相当なカード利用と認めた場合またはそのおそれがある場合。</u> (9) <u>当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</u> (10) 会員が当社と締結した他の規約等において、上記 (1) ～ (9) に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたと当
----	---	----	---	---	--

				または生じるおそれがあると当社が認めた場合。	社が認めた場合。
15	5	15	5	5. 会員が、本条第3項および前項に該当した場合は、第6条に規定する カード付帯サービスおよび特典 （会員資格の取消前に取得済みの特典を含む）等の権利を喪失するものとします。	5. 会員が、本条第3項および前項に該当した場合は、第6条に規定する 付帯サービス等 （会員資格の取消前に取得済みの特典を含む）等の権利を喪失するものとします。
15	6	15	6	6. 会員は、会員資格の取消後であっても、本規約等に基づき当社に対して負担する債務（当社に新たに知れた債務を含む）については、かかる債務について本規約等に基づき支払いの責を負うものとします。	6. 本会員 は、会員資格の取消後であっても、本規約等に基づき当社に対して負担する債務（当社に新たに知れた債務を含む）については、かかる債務について本規約等に基づき支払いの責を負うものとします。
17	2	17	2	2. 会員はカードの退会を申し出た場合、当社へカードを返却しなければならないものとします。ただし、当社より破棄処分の指示がある場合にはこれに従い、カードの磁気ストライプ部分（IC チップ搭載カードはチップ部分も同様に）を切断し、使用不能の状態として処分するものとします。	2. 会員はカードの退会を申し出た場合、当社へカード および付帯カード を返却しなければならないものとします。ただし、当社より破棄処分の指示がある場合にはこれに従い、カードの磁気ストライプ部分（ICカードはチップ部分も同様に）を切断し、使用不能の状態として処分するものとします。
17	3	17	3	3. 本条第1項および前項の場合は、会員は、支払日にかかわらず、本規約等に基づく一切の債務を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認めた支払方法によるものとします。この場合、会員は、本規約等に基づく一切の債務全額の支払いが終わったときに退会するものとします。	3. 本条第1項および前項の場合は、 本会員 は、支払日にかかわらず、本規約等に基づく一切の債務を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認めた支払方法によるものとします。この場合、会員は、本規約等に基づく一切の債務全額の支払いが終わったときに退会するものとします。
17	4	17	4	4. 会員が本条に基づき退会を申し出た場合は、 付帯サービスおよび特典 （退会申し出前に取得済みの特典を含む）の権利を喪失するものとします。	4. 会員が本条に基づき退会を申し出た場合は、 付帯サービス等 （退会申し出前に取得済みの特典を含む）の権利を喪失するものとします。
18	1	18	1	1. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 支払日に約定請求債務（ただし、次号に定めるものを除きます）の支払いを1回でも遅滞した場合。 (2) 支払日に、支払期日の到来したりボルディング払いの弁済金、分割払い・二回払いおよびボーナス一括払いの支払分の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。 (3) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。 (4) 差押、仮差押、 保全差押、仮処分の申	1. 本会員 は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 支払日に約定請求債務（ただし、次号に定めるものを除きます）の支払いを1回でも遅滞した場合。 (2) 支払日に、支払期日の到来したりボルディング払いの弁済金、分割払い・二回払いおよびボーナス一括払いの支払分の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。 (3) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。 (4) 差押、仮差押 もしくは仮処分の申立ま

				<u>立または滞納処分</u>を受けた場合。 (5) <u>破産、民事再生、特別清算、会社更生</u> <u>もしくはこれらに類する倒産手続</u>の申立を受けた場合または自らこれらの申立をした場合。	<u>たは滞納処分もしくは保全差押</u>を受けた場合。 (5) <u>破産手続、民事再生手続、特別清算</u> <u>もしくは会社更生手続の開始またはこれらに類する法的倒産手続</u>の申立を受けた場合または自らこれらの申立をした場合。 (6) <u>会員の責に帰すべき事由によって、当社にとって会員の所在が不明となった場合。</u>
18	2	18	2	2. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当社の請求により本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 本規約等の義務に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となる場合。 (2) その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。	2. <u>本</u>会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当社の請求により本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 本規約等の義務に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となる場合。 (2) その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。
19	1	19	1	1. 会員がカードショッピング代金の支払いを遅滞した場合は、支払日の翌日から支払日に至るまで、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 (1) 一回払い、リボルビング払いの場合は、約定請求債務に対し年14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額。 (2) 二回払い、ボーナス一括払い、分割払いの場合は、約定請求債務に対し年14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額と、<u>残債務全額に対し年5.98%（うるう年は6.00%）</u>を乗じた額のいずれか低い額。	1. <u>本</u>会員がカードショッピング代金の支払いを遅滞した場合は、支払日の翌日から支払日に至るまで、<u>次</u>の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 (1) 一回払い<u>または</u>リボルビング払いの場合は、約定請求債務に対し年14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額。 (2) 二回払い、ボーナス一括払い、分割払いの場合は、約定請求債務に対し年14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額と、<u>残債務全額に対し年2.99%（うるう年は3.00%）</u>を乗じた額のいずれか低い額。
19	2	19	2	2. 会員がカードショッピング代金の期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、<u>以下</u>の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 (1) 一回払い、リボルビング払いの場合は、残債務全額に対し年14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額。 (2) 二回払い、ボーナス一括払い、分割払いの場合は、<u>残債務全額に対し年5.98%（うるう年は6.00%）</u>を乗じた額。	2. <u>本</u>会員がカードショッピング代金の期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、<u>次</u>の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 (1) 一回払い<u>または</u>リボルビング払いの場合は、残債務全額に対し年14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額。 (2) 二回払い、ボーナス一括払い、分割払いの場合は、<u>残債務全額に対し年2.99%（うるう年は3.00%）</u>を乗じた額。
19	3	19	3	3. 会員が金融サービスの返済金の支払いを遅滞した場合は、約定請求債務のうち元金に対して支払日の翌日より支払日に至るまで、年19.94%（うるう年は20.00%）の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。	3. <u>本</u>会員が金融サービスの返済金の支払いを遅滞した場合は、約定請求債務のうち元金に対して支払日の翌日より支払日に至るまで、年19.94%（うるう年は20.00%）の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
19	4	19	4	4. 会員が金融サービスの期限の利益を喪失した場合は、残債務のうち元金に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで、年19.94%（うるう年は20.00%）の遅延損害金を当社に支払うものとします。	4. <u>本</u>会員が金融サービスの期限の利益を喪失した場合は、残債務のうち元金に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで、年19.94%（うるう年は20.00%）の遅延損害金を当社に支払うものとします。

20	1	20	1	1. 会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードを利用された場合（カード番号の不正利用を含む）、そのカード使用に起因して生じる一切の債務については本規約等を適用し、すべて会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合は、当社がその連絡を受理した日の60日前以降発生した損害については、当社は、会員に対しその支払いを免除します。	1. 会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードを利用された場合（カード番号の不正利用を含む）、そのカード使用に起因して生じる一切の債務については本規約等を適用し、すべて 本 会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合は、当社がその連絡を受理した日の60日前以降発生した損害については、当社は、 本 会員に対しその支払いを免除します。
20	3	20	3	3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。	3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、 本 会員は支払いの責を負わないものとします。
20	4	20	4	4. 前項にかかわらず、(1) 会員が本規約等の第3条および第5条に違反した場合、その違反中および違反後1年以内に発生した紛失、盗難、偽造またはカード番号等の盗用による利用代金について (2) 偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について、会員が支払いの責を負うものとします。	4. 前項にかかわらず、(1) 会員が本規約の第3条および第5条に違反した場合、その違反中および違反後1年以内に発生した紛失、盗難、偽造またはカード番号等の盗用による利用代金について (2) 偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について、 本 会員が支払いの責を負うものとします。
20	6	20	6	6. カードの再発行は当社が適当と認めた場合に行います。この場合、会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとします。	6. カードの再発行は当社が適当と認めた場合に行います。この場合、 本 会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとします。
21	4	21	4	4. 会員は、当社からすでにカードの貸与を受けている場合で当該カードに追加してカードを申し込む場合は、 当該追加カードの申し込みが取り消された場合を除き 、追加カードに係る申込書に記載された住所等の連絡先情報が、当社が貸与するすべてのカードにおいて適用されることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、当社からすでに複数枚のカードの貸与を受けている場合で、当社に届け出た住所等の連絡先に変更が生じた場合に、いずれかのカードにおいて本条第1項の届出があったときは、他方のカードも同様に変更されるものとします。ただしダイナースクラブ・コーポレートカードおよび商業カードは除きます。	4. 会員は、当社からすでにカードの貸与を受けている場合で当該カードに追加してカードを申し込む場合は、追加カードに係る申込書に記載された住所等の連絡先情報が、当社が貸与するすべてのカードにおいて適用される 場合がある ことを、あらかじめ承諾するものとします。なお、当社からすでに複数枚のカードの貸与を受けている場合で、当社に届け出た住所等の連絡先に変更が生じた場合に、いずれかのカードにおいて本条第1項の届出があったときは、他方のカードも同様に変更されるものとします。ただしダイナースクラブ・コーポレートカードおよび商業カードは除きます。
23	2	23	2	2. 当社は、 定期・不定期 に会員に対して当社が必要とする本人確認またはカード利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに応ずるものとします。	2. 当社は、 定期または随時 に会員に対して当社が必要とする本人確認またはカード利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに応ずるものとします。
23	4	23	4	4. 会員は、前項の定めにより当社がカード利用の制限もしくは停止をした場合でも、本規約等の定めるところにより、当社への債務を支払うものとします。	4. 本 会員は、前項の定めにより当社がカード利用の制限もしくは停止をした場合でも、本規約等の定めるところにより、当社への債務を支払うものとします。

26	－	26	－	第26 条（規約の改定、 <u>承諾</u> ）	第 26 条（規約の改定）
26	－	26	－	<u>本規約等が改定され当社から会員へその内容を通知または公表した後に、会員がカードを使用した場合は、本規約等の改定事項を承諾したものとみなします。</u> なお、本規約等と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。また、日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします	<u>当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシステムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト上に公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができます。</u> なお、本規約等と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。また、日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします。
28	5	28	5	5. 当社は、会員のカード利用が本規約等に違反する場合、違反するおそれがある場合、その他当社が取引の目的等が適当でないと判断した場合には、カードの利用を断ることができるものとします。	5. 当社は、会員のカード利用が本規約等に違反する場合、違反するおそれがある場合、その他当社が取引の目的等が適当でないと判断した場合には、カードの利用を断ることがあります。
28	7	28	7	7. 会員は、通信料金決済サービス等、当社所定の継続的サービスについて、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、カード番号・有効期限等が変更され、もしくは退会の申し出または会員資格取消等によりカードが利用できなくなった場合、会員は、会員自身でその旨を加盟店に通知のうえ、直ちに決済手段の変更手続を行うものとします。退会または会員資格取消後に加盟店から売上が生じた場合でも、会員は本規約等の規定に従い、支払責任を負うものとします。また、別途当社から指示がある場合は、これに従うものとします。	7. 会員は、通信料金決済サービス等、当社所定の継続的サービスについて、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、カード番号・有効期限等が変更され、もしくは退会の申し出または会員資格取消等によりカードが利用できなくなった場合、会員は、会員自身でその旨を加盟店に通知のうえ、直ちに決済手段の変更手続を行うものとします。退会または会員資格取消後に加盟店から売上が生じた場合でも、 <u>本会員</u> は本規約等の規定に従い、支払責任を負うものとします。また、別途当社から指示がある場合は、これに従うものとします。
28	8	28	8	8. 前項においてカード種別変更等の理由によりカード番号等が変更になった場合または会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合等当社が必要または適当と認めた場合には、当該加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することを会員はあらかじめ承諾するものとします。また、会員は、継続的サービスにつき、その契約を解除する場合には、会員自身で加盟店に対し必要な手続を行うものとします。なお、会員は、退会申し出または会員資格取消後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、第15条第6項および第17条第3項に基づき、支払いの責を負うものとします。	8. 前項においてカード種別変更等の理由によりカード番号等が変更になった場合または会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合等当社が必要または適当と認めた場合には、当該加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することを会員はあらかじめ承諾するものとします。また、会員は、継続的サービスにつき、その契約を解除する場合には、会員自身で加盟店に対し必要な手続を行うものとします。なお、退会申し出または会員資格取消後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、第15条第6項および第17条第3項に基づき、 <u>本会員</u> は支払いの責を負うものとします。

28	11	28	11	11. 会員は、一部の海外加盟店においては、カードの利用に際し手数料（カード取扱手数料）を徴収する場合があることをあらかじめ承諾するものとし、カード売上票に当該カード取扱手数料が明示されている場合において会員が当該売上票に署名した場合は、ショッピング利用代金とともに当該カード取扱手数料を支払うものとしします。	11. 会員は、一部の海外加盟店においては、カードの利用に際し手数料（カード取扱手数料）を徴収する場合があることをあらかじめ承諾するものとし、カード売上票に当該カード取扱手数料が明示されている場合において会員が当該売上票に署名した場合は、本会員はショッピング利用代金とともに当該カード取扱手数料を支払うものとしします。
29	—	29	—	第29条（債権譲渡、立替払い）	第29条（立替払いの承諾等）
29	1	29	1	1. <u>会員は、カードによる商品の購入およびサービスの提供により生じた加盟店の会員に対する債権（以下「売上債権」という）について、次の各号にあらかじめ異議なく承諾するものとしします。なお、債権譲渡について、加盟店および当社は会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとしします。</u> (1) <u>当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡することまたは当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除き、海外ダイナースを含む）を経由する場合がありますものとしします。</u> (2) 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、<u>当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、または提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし</u>（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。 (3) 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、<u>当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡しまたは海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし</u>（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。	1. <u>会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店においてカードを利用した場合、当社が加盟店に対し立替払いを行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、次の各号を承諾するものとしします。</u> (1) <u>当社が加盟店に対し立替払いを行うことを決定したこと(立替払いの現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員に対し立替払い金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払いは、当社が適当と認める第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除き、海外ダイナースを含みます）を経由する場合がありますものとしします。</u> (2) 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、<u>提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし、または当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し</u>（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。 (3) 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、<u>海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし、または当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡し</u>（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
29	2	29	2	2. 会員は、<u>加盟店の売上債権を任意の時期および方法で当社に譲渡することまたは当社が立替払いすることについて、前項のいずれの場合でもあらかじめ承諾するものとしします。なお、債権譲渡または立替払いについて、加盟店・当社は、会員に対する</u>	2. 会員は、<u>当社が立替払いすることについて、前項のいずれの場合でもあらかじめ承諾するものとしします。なお、立替払いについて、加盟店・当社は、会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとしします。</u>

				個別の通知および承認の請求を省略するものとします。	
29	3	29	3	3. 本条第1 項により当社が譲り受ける債権額または当社が立替払いする金額は、当社所定の売上票の額面金額とします。なお、通信販売等の場合は、注文書あるいは加盟店からの注文内容を確認する書面等に記載の金額とします。	3. 本条第1項により当社が立替払いする金額は、当社所定の売上データまたは売上票の額面金額とします。なお、通信販売等の場合は、注文書あるいは加盟店からの注文内容を確認する書面等に記載の金額とします。
30	3	30	3	3. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりとします。 (1) 毎月のリボルビング払い支払元金（以下「支払元金」という）は、本規約別表に記載するリボルビング払いの支払方式によって決定されるものとします。なお、ミニマムペイメント方式（ダイナースクラブカードのみ適用されます）およびフレックス変額コース（TRUST CLUBカードのみ適用されます）の場合の支払元金は、締切日におけるリボルビング残高により決定されるものとします。また、会員は、支払元金に、締切日におけるリボルビング残高に対する実質年率15.00%のリボルビング手数料（以下「リボ手数料」という）を加算した金額（以下「弁済金」という）を支払うものとします。 (2) リボ手数料の算出方法は、ウィズアウト方式とし、締切日におけるリボルビング残高に実質年率の12 分の1 の率を掛け合わせて算出します。なお、初回利用分のリボ手数料についてもカード利用日から支払日までの日数に関わらず、締切日におけるリボルビング残高をもとに算出するものとします。 (3) 毎月の弁済金の具体的算定例は、本規約別表に記載するとおりとします。 (4) 会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、支払方式の変更ができるものとします。 (5) 会員は、当社が別途定める方法により、リボルビング残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合のリボ手数料は、支払日の翌日から繰り上げ返済日までの日数に対して年365 日（うるう年の場合は366日）の日割によって算出した額とし、支払元金とあわせて支払うものとします。 (6) 会員がボーナス併用払いを指定した場合、ボーナス支払月は当社が定める1月・7月、1月・8月または2月・8月のいずれかとし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合各ボーナス支払	3. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりとします。 (1) 毎月のリボルビング払い支払元金（以下「支払元金」という）は、本規約別表に記載するリボルビング払いの支払方式によって決定されるものとします。なお、ミニマムペイメント方式（ダイナースクラブカードのみ適用されます）およびフレックス変額コース（TRUST CLUBカードのみ適用されます）の場合の支払元金は、締切日におけるリボルビング残高により決定されるものとします。また、本会員は、支払元金に、締切日におけるリボルビング残高に対する実質年率15.00%のリボルビング手数料（以下「リボ手数料」という）を加算した金額（以下「弁済金」という）を支払うものとします。 (2) リボ手数料の算出方法は、ウィズアウト方式とし、締切日におけるリボルビング残高に実質年率の12 分の1 の率を掛け合わせて算出します。なお、初回利用分のリボ手数料についてもカード利用日から支払日までの日数に関わらず、締切日におけるリボルビング残高をもとに算出するものとします。 (3) 毎月の弁済金の具体的算定例は、本規約別表に記載するとおりとします。 (4) 本会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、支払方式の変更ができるものとします。 (5) 会員は、リボルビング残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。また、そのリボ手数料は、支払日の翌日から繰り上げ返済日までの日数に対して年365 日（うるう年の場合は366日）の日割によって算出した額とし、支払元金とあわせて支払うものとします。 (6) 会員がボーナス併用払いを指定した場合、ボーナス支払月は当社が定める1月・7月、1月・8月または2月・8月のいずれかとし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合各ボーナス支払

				月の加算金額は、当社が定める上限金額を超えないものとし、その加算金額を月々の弁済金に加算して支払うものとします。	月の加算金額は、当社が定める上限金額を超えないものとし、その加算金額を月々の弁済金に加算して支払うものとします。
30	5	30	5	5. 会員が分割払いを指定した場合は、次のとおりとします。 (1) 会員が分割払いを指定した場合の支払回数、実質年率、分割払手数料は、本規約の別表に記載するとおりとします。 (2) 会員は、現金価格（カード利用額）に前号の分割払手数料を加算した金額（以下「支払総額」という）を支払回数で除した金額（以下「分割支払金」という）を翌月の支払日から毎月支払うものとします。支払総額の具体的算定例は、本規約別表に記載するとおりとします。なお、端数が発生した場合は、初回に算入するものとします。 (3) 会員は、当社が別途定める方法により、分割払いに係る債務の全部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員が当初の契約どおりに分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残債務全額を一括して支払った場合には、会員は、78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できるものとします。	5. 会員が分割払いを指定した場合は、次のとおりとします。 (1) 会員が分割払いを指定した場合の支払回数、実質年率、分割払手数料は、本規約別表に記載するとおりとします。 (2) 本会員は、現金価格（カード利用額）に前号の分割払手数料を加算した金額（以下「支払総額」という）を支払回数で除した金額（以下「分割支払金」という）を翌月の支払日から毎月支払うものとします。支払総額の具体的算定例は、本規約別表に記載するとおりとします。なお、端数が発生した場合は、初回に算入するものとします。 (3) 会員は、分割払いに係る債務の全部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。また、本会員が当初の契約どおりに分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残債務全額を一括して支払った場合には、本会員は、78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できるものとします。
30	6	30	6	6. 会員は、当社が適当と認めた場合、次に記載するショッピング支払タイプを選択することができるものとします。ただし、当社が適当でないと判断した場合、当社は会員が選択したショッピング支払タイプを変更できるものとします。	6. 本会員は、当社が適当と認めた場合、次に記載するショッピング支払タイプを選択することができるものとします。ただし、当社が適当でないと判断した場合、当社は本会員が選択したショッピング支払タイプを変更できるものとします。
30	7	30	7	7. 会員は、当社が請求した年会費、利息・各種手数料、および遅延損害金について、支払日に一回で支払う以外の方法に変更することができないものとします。	7. 本会員は、当社が請求した年会費、利息・各種手数料、および遅延損害金について、支払日に一回で支払う以外の方法に変更することができないものとします。

30	—	30	8	(新設)	8. 会員は本条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>リボルビング利用残高および分割払い利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u> (1) <u>リボルビング払いまたは分割払いの利用データが、当社に到着していない場合</u> (2) <u>繰り上げ返済しようとする分割払い利用残高またはリボルビング利用残高の締切日が過ぎている場合</u> (3) <u>事前に連絡がなく当社指定口座へ振込された場合</u> (4) <u>年会費の請求のある月で、当該年会費の支払いが済んでいない場合</u>
32	3	32	3	3. 会員は、前項の申し出をする場合は、あらかじめ本条第1項の当該事由解消のため、 <u>加盟店等</u> と交渉を行うよう努めるものとします。	3. 会員は、前項の申し出をする場合は、あらかじめ本条第1項の当該事由解消のため、 <u>加盟店</u> と交渉を行うよう努めるものとします。
32	5	32	5	5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することはできないものとします。 (1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けない場合。 (2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が会員にとって営業のためにもしくは営業として締結したもの（業務提携誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）に該当する場合。 (3) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格（カード利用額）の合計が3万8千円に満たない場合。 (4) 二回払い・分割払い・ボーナス一括払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たない場合。 (5) <u>海外加盟店でカードを利用した場合。</u> (6) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合。	5. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することはできないものとします。 (1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けない場合。 (2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が会員にとって営業のためにもしくは営業として締結したもの（業務提携誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）に該当する場合。 (3) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格（カード利用額）の合計が3万8千円に満たない場合。 (4) 二回払い・分割払い・ボーナス一括払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たない場合。 (5) <u>日本国外でカードを利用した場合。</u> (6) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合。
33	3	33	3	3. <u>本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、キャッシング・ローン利用可能枠の範囲内で、次条および第34条で定める方法により、当社から現金を借り受けることができるものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。</u>	3. <u>キャッシング・ローンによる融資は、会員が第34条または第35条で定める方法にしたがい資金の交付を受けることにより、資金の交付を受けたときに本会員との間で成立し、本会員はその融資によって発生した当社に対する債務を弁済する義務を負います。</u>

33	4	33	4	4. キャッシング・ローン利用可能枠の上限金額は、本規約別表に記載するとおりとします。また、キャッシング・ローン利用可能枠は、貸金業法に定める書面交付の方法で通知するほか、ご利用代金明細書等当社所定の方法により会員に通知するものとします。	4. キャッシング・ローン利用可能枠の上限金額は、本規約別表に記載するとおりとします。また、キャッシング・ローン利用可能枠は、貸金業法に定める書面交付の方法で通知するほか、ご利用代金明細書等当社所定の方法により <u>本</u> 会員に通知するものとします。
33	5	33	5	5. 当社は、必要に応じて会員のキャッシング・ローン利用可能枠の契約の解除、増枠・減枠、または金融サービスの新規利用停止あるいは利用金額の制限を行うことができるものとします。ただし、増枠の際には会員の希望を確認して行うものとします。	5. 当社は、必要に応じて <u>本</u> 会員のキャッシング・ローン利用可能枠の契約の解除、増枠・減枠、または金融サービスの新規利用停止あるいは利用金額の制限を行うことができるものとします。ただし、増枠の際には <u>本</u> 会員の希望を確認して行うものとします。
33	6	33	6	6. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に書面の提出がなかった場合、金融サービスの利用を停止することができるものとします。	6. 当社は、貸金業法に基づき、 <u>本</u> 会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に書面の提出がなかった場合、金融サービスの利用を停止することができるものとします。
34	4	34	4	4. 本会員は、キャッシングサービスの利用金額に対し、利用日の翌日から、当該利用金額の支払日までの期間について当社所定の利率による利息を支払うものとします。適用される利率等については、本規約別表に記載するとおりとし、貸金業法に定める書面交付の方法で通知するほか、ご利用代金明細書等当社所定の方法により会員に通知するものとします。	4. 本会員は、キャッシングサービスの利用金額に対し、利用日の翌日から、当該利用金額の支払日までの期間について当社所定の利率による利息を支払うものとします。適用される利率等については、本規約別表に記載するとおりとし、貸金業法に定める書面交付の方法で通知するほか、ご利用代金明細書等当社所定の方法により <u>本</u> 会員に通知するものとします。
34	7	34	7	7. 会員は、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は、当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済する場合は、キャッシングサービス利用日翌日から当該繰り上げ返済日まで年365日（うるう年の場合は366日）の日割によって利息を計算し、キャッシングサービス利用残高とあわせて支払うものとします。	7. 会員は、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は、当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。キャッシングサービス利用日 <u>の</u> 翌日から当該繰り上げ返済日まで年365日（うるう年の場合は366日）の日割によって利息を計算し、キャッシングサービス利用残高とあわせて支払うものとします。

34	8	34	8	8. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができない場合があることをあらかじめ承諾します。 (1) キャッシングサービスの利用データが、当社に到着していない場合。 (2) 繰り上げ返済しようとするキャッシングサービス利用残高の締切日が過ぎている場合。 (3) 事前に連絡がなく当社指定口座へ振込まれた場合。	8. <u>会員は、</u>前項にかかわらず、次の<u>各号の</u>いずれかに該当する場合は、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができない場合があることをあらかじめ承諾します。 (1) キャッシングサービスの利用データが、当社に到着していない場合。 (2) 繰り上げ返済しようとするキャッシングサービス利用残高の締切日が過ぎている場合。 (3) 事前に連絡がなく当社指定口座へ振込まれた場合。 <u>(4) 年会費の請求のある月で、当該年会費の支払いが済んでいない場合。</u>
35	5	35	5	5. カードローンの利率は、本規約別表に記載のとおりとし、貸金業法に定める書面交付の方法で通知するほか、ご利用代金明細書等当社所定の方法により会員に通知するものとします。	5. カードローンの利率は、本規約別表に記載のとおりとし、貸金業法に定める書面交付の方法で通知するほか、ご利用代金明細書等当社所定の方法により<u>本</u>会員に通知するものとします。
35	7	35	7	7. 会員は、カードローンの契約を解約する場合で残存債務がある場合には、当該残存債務全額と前項に定める方法で計算した利息を支払うものとします。	7. <u>本</u>会員は、カードローンの契約を解約する場合で残存債務がある場合には、当該残存債務全額と前項に定める方法で計算した利息を支払うものとします。
35	9	35	9	9. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、カードローン利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができない場合があることをあらかじめ承諾します。 (1) カードローンの利用データが、当社に到着していない場合。 (2) 繰り上げ返済しようとするカードローン利用残高の締切日が過ぎている場合。 (3) 事前に連絡がなく当社指定口座へ振込まれた場合。	9. <u>会員は、</u>前項にかかわらず、次の<u>各号の</u>いずれかに該当する場合は、カードローン利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができない場合があることをあらかじめ承諾します。 (1) カードローンの利用データが、当社に到着していない場合。 (2) 繰り上げ返済しようとするカードローン利用残高の締切日が過ぎている場合。 (3) 事前に連絡がなく当社指定口座へ振込まれた場合。 <u>(4) 年会費の請求のある月で、当該年会費の支払いが済んでいない場合。</u>
問い合わせ・相談窓口等				<u>(新設)</u>	<u>4. 貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。</u> <u>(当社が契約する指定紛争解決機関)</u> <u>日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター</u> <u>〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15</u> <u>電話番号 03-5739-3861</u>